

福祉保健課

児童扶養手当制度のお知らせ

離婚や死亡などにより父親がいない家庭や、病気・ケガのため身体や精神に障がいがある父親を持つ家庭で、18歳になってから最初の3月31日まで(身体や精神に障がいのある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している母親または、母親に代わって養育している方に支給されます。

支給額	支給内容	支給額(児童1人の場合)
	全部支給	月額41,720円
	一部支給	月額41,720円～9,850円の間

ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金を受給している場合や事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。

問い合わせ ● 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線1504)

特別児童扶養手当制度のお知らせ

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

支給額	等級	1級	2級
	支給額	月額50,750円	月額33,800円

ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障害を理由に公的年金を受けることができる場合は支給されません。

問い合わせ ● 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線1504)

子どもに関する悩みをご相談ください

町や児童相談所では、子どもと生活していくうえで抱える様々な問題について、解決のお手伝いをします。育児不安・健康・虐待・いじめ・不登校・非行など、お気軽にご相談ください。

- 相談窓口
 - ◆福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907
 - ◆美郷町保健センター ☎0187(84)4900
 - ◆南福祉事務所 家庭相談室 ☎0182(32)3294
 - ◆南児童相談所 ☎0182(32)0500
- 夜間・休日の緊急相談窓口
 - ◆美郷町役場 ☎0187(84)1111
 - ◆中央児童相談所 ☎018(862)7311
- 巡回児童相談を行います

南児童相談所では、次の日程で相談に応じています。
日にち ● 5月27日、6月10日、6月24日、7月12日、7月29日、8月12日、8月26日、9月9日、9月22日、10月28日、11月11日、11月25日、12月9日、平成23年1月13日、1月27日、

問い合わせ ● 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線1504)

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- 婚姻したときまたは届を出さなくても事実上婚姻関係(内縁・同居・生計同一)となったとき
- 受給者が公的年金を受給するようになったとき
- 対象となる児童を養育しなくなったとき
- 対象となる児童が父または母の死亡により公的年金を受給するか、父母が受給する公的年金の加算対象となったとき

※上記に該当する場合や転出する場合には、速やかに福祉保健課福祉班に届け出してください。資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくことになります。

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- 対象児童が施設に入所することになったとき
- 対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
- 対象児童が、障がいを事由として公的年金を受給することになったとき
- 受給者が対象児童を監護または養育しなくなったとき
- 対象児童や受給者が死亡したとき

2月10日、2月24日、3月10日
時間 ● ①午前10時～ ②午後1時～ ③午後3時～ のいずれか
会場 ● 大仙市 仙北地域振興局福祉環境部
申込方法 ● 福祉保健課福祉班にご連絡ください。

DVは (ドメスティック・バイオレンス) ゆるじません!

配偶者からの暴力で悩んでいる方は、下記までご相談ください。DVは、直接的に暴力を受ける女性だけでなく、その子供たちにも深刻な影響を及ぼします。子の虐待につながります。
●福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線1504)
●秋田県女性相談所 ☎018(835)9052

問い合わせ ● 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線1504)

福祉保健課

「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

平成22年6月から「子ども手当」が支給されます

Q. 「子ども手当」はどんな制度?

A. 中学校を卒業するまでの子どもを養育している方に、子ども1人につき月額1万3千円を支給する制度です(所得制限はありません)。支払いは年3回(6月・10月・2月)で、支給月の前の月までの手当を申請者の口座に振り込みます。

Q. 「子ども手当」を受給するには?

A. 随時受付していますので、子どもを養育している方は福祉保健課に申請してください(公務員の方は勤務先にお尋ねください)。

Q. 「児童手当」を受給していましたが、手続きは必要なの?

A. 平成22年3月まで児童手当を受給していた方は、平成22年4月から引き続き「子ども手当」の支給対象者になりますので、新たな手続きは必要ありません。

ただし、児童手当を受給していた方でも下記に該当する方は手続きが必要です。また、新たに出生や転入された方も手続きが必要になります。

平成22年4月から新たに「子ども手当」の対象になる方

次に該当する方は「子ども手当」の申請手続きが必要です。

手続きが必要な方	必要な書類
●平成22年3月まで児童手当を受給していた方で、新たに子ども手当の対象になる子ども(中学2年生と中学3年生)がいる方	・「子ども手当額改定認定請求書」 ・印鑑
●他に児童手当の対象児童がいない方で、新たに子ども手当の対象になる子ども(中学2年生と中学3年生)がいる方	・「子ども手当新規認定請求書」 ・印鑑 ・申請者の健康保険証の写し ・申請者の振込先金融機関が分かるもの(通帳の写しなど)
●所得制限のため児童手当の支給を受けていない方	

※「子ども手当額改定(新規)認定請求書」は申請窓口にて備え付けられています。

◆「子ども手当」の趣旨

「子ども手当」は子どもの健やかな成長のために有効に活用してください。万一、学校給食費や保育料などを滞納しながら、「子ども手当」が子どもの健やかな成長と関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいませんので、十分にご理解いただきますようお願いいたします。

Q. 寄附はできるの?

A. 「子ども手当」の全部または一部を市町村に寄附することができます。希望する方は、下記問合せ先までご連絡ください。

問い合わせ ● 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線1504)

子ども会活動にかかる費用の一部を助成します
～「美郷の子ども会夢応援」事業～

町内の子ども会活動の活性化を図るため、子どもたちが主体となって取り組もうとする事業に町がその費用の一部を助成します。

- 助成対象 ● 子ども会活動が次の条件すべてに該当すること
- (1)子ども達を中心に企画・立案したもので、ユニークで夢のある事業であること
 - (2)地域の人たちや指導者(親の会等)の協力が得られること

- (3)一つの子ども会の計画または近隣子ども会と合同の計画であること
- (4)飲食代を経費に含まないこと
- (5)子ども会の預貯金や積立などが事業支出を上回っていないこと

助成額 ● 助成の額は子ども会の規模や事業内容等を審査のうえ決定
①10,000円 ②20,000円 ③30,000円

申込期限 ● 5月28日(金)
申込先 ● 福祉保健課福祉班

問い合わせ ● 福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線1504)